

あんなか T3 プロジェクト エリアビジョン策定業務委託 仕様書

1 業務名

あんなか T3 プロジェクト エリアビジョン策定業務委託
(JR 信越本線安中・磯部駅間の新駅構想周辺まちづくり基本計画策定業務委託)

2 目的

本市では、前橋市、高崎市、安中市及び富岡市を結ぶ西毛広域幹線道路の整備が進み、広域的な交通利便性が大きく向上しつつある一方、既存市街地では人口減少等により、賑わいの維持が課題となっている。こうした状況の中、西毛広域幹線道路とJR信越本線が交差するエリアは、鉄道と道路の双方を活かせる交通拠点として高い潜在能力を有しており、この立地を最大限に活かし、地域の活力を取り戻すためのまちづくりが求められている。

これまで数々の検討を行い、令和8年3月に「あんなか T3 プロジェクト スタートアップビジョン(以下、スタートアップビジョン)」を策定し、まちづくりの方向性を示すことができた。

本業務は、これまでの成果を踏まえ、スタートアップビジョンで示している「駅まちエリア」における土地利用の誘導や道路等の都市基盤の整備などまちづくりを推進する上で必要な事項について具体的検討を行い、既存市街地との役割分担を明確にした上で、コンパクト・プラス・ネット・ワークを実現するための新たなまちづくりに関する「駅まちエリア」の基本計画を策定することを目的とする。

3 対象エリア

本業務の対象エリアは、スタートアップビジョンで示している「ビジョン対象エリア」(別紙)とする。ただし、当該エリアは、現状想定されるまちづくりの対象範囲であるため、拡大する可能性がある。

4 業務の前提

本業務の実施に当たっては、以下の点に留意すること。

- (1) 目的を十分踏まえた上で、本業務の効果が最大となるよう積極的に企画提案すること。
- (2) 公共空間整備のための検討に加え、民間主体の整備手法についても併せて検討していくものとする。
- (3) 本業務は、これまでの経緯から、駅前広場の施設配置の検討、及び駅前広場基本計画(案)の作成業務を別途委託することとしているため、当該業務を委託した事業者と連携し業務を進めること。
- (4) 本業務において策定を予定している基本計画に基づく事業の実施に必要な財源を確保するための方策についても提案すること。

5 配置技術者

本業務に従事する技術者は、以下の資格及び業務実績を有する者を配置することとする。

(1)管理技術者

技術士(総合技術管理部門:建設/建設部門:都市及び地方計画)又は RCCM(都市計画及び地方計画)の資格を保有しており、平成28年4月1日から令和 8 年3月 31 日までの期間に国又は地方自治体が発注し完了した駅周辺まちづくりの整備に係る基本計画策定業務又は同種業務の実績を有する者。

(2)照査技術者

技術士(総合技術管理部門:建設/建設部門:都市及び地方計画)又は RCCM(都市計画及び地方計画)の資格を保有する者。

6 法令等の遵守

受託者は、都市計画法、道路法、河川法、農地法、景観法、その他関係法令、条例、要綱、基準等を遵守して業務を実施しなければならない。

7 業務内容

(1)計画準備・資料収集

業務内容を把握し、作業方針、作業工程、まとめ方を計画し、業務に必要な資料の収集を行う。

(2)まちづくり基本計画の作成

過年度業務を踏まえ、今後の「駅まちエリア」におけるまちづくりを推進するための基本計画を作成する。

①整備方針の検討

過年度業務で作成した「あんなかT3プロジェクト スタートアップビジョン」における将来ビジョンの実現に向けて、整備方針を検討し具体化する。

方針検討に際しては、過年度業務での検討内容に加え、最新の土地利用の動向・調整事項や、市民・地域住民等の意向等を考慮するものとする。

②プロジェクトの抽出及びロードマップの検討

前項の整備方針を踏まえ、まちづくりに必要なプロジェクトを抽出し、実現に向けた事業手法(維持管理、運営を含む)について、多様な官民連携のスキーム等も視野に入れ、検討・整理を行う。

検討・整理したプロジェクトについて、実際の整備事業にあたり想定される段階的な整備を検討した上で、事業完了までのロードマップの検討を行う。

③まちづくり基本計画の作成

前項までの作業結果を踏まえ、事業完了までの具体的な整備計画をまとめた「まちづくり基本

計画」を作成する。

「まちづくり基本計画」の作成にあたり、S=1:1,000 程度の整備計画図を作成する。整備計画図の作成にあたっては、新駅における駅前広場の位置及び面積を算出し、駅まちエリア外のアクセス道路などの計画を含むものとする。

また、作成した整備計画図をもとに、鳥瞰パースを1枚程度、アイレベルイメージスケッチを3枚程度作成するものとする。

④概算事業費の算出

前項までの作業結果を踏まえ、概算事業費の算出を行う。併せて、事業に活用可能な国等の補助金・交付金等について整理する。

(3)都市計画決定に向けた農林調整用資料の作成

「まちづくり基本計画」を踏まえ、用途地域等都市計画決定に向けた農林調整用資料を作成する。

(4)各種合意形成

①庁内検討会議(3回)

安中市の関係部署の課長級職員で構成し、基本計画の素案の確認や計画案への技術的助言を行う「庁内検討会議」について、会議資料の作成、会議への出席及び議事録作成の支援を行う。

②庁内ワーキング(3回)

安中市の関係部署の係長・主査級職員等で構成し、「まちづくり基本計画」の作成等を行う「庁内ワーキング」について、会議資料の作成、会議への出席及び議事録作成の支援を行う。

③市民ワークショップ(2回)

新駅構想周辺の地域住民等で構成し、「まちづくり基本計画」作成にあたっての意見や意向を収集するための「市民ワークショップ」について、資料の作成、出席及び議事録作成等の支援を行う。

(5)業務報告書の作成

本業務で調査・検討を行った事項及び打合せ協議記録簿等を取りまとめ、業務報告書、基本計画の本編及び概要版を作成する。

(6)打合せ協議

打合せ協議は、初回、中間(3回)及び納品時の合計5回とする。打合せ事項について、受注者はその都度打合せ記録簿を発注者に提出し、確認を行うものとする。

8 成果品

(1)本業務の成果品は、次のとおりとする。

- ①業務報告書(チューブファイル形式) 1部
- ②まちづくり基本計画(A4 版簡易製本、表紙デザインあり) 100部
- ③まちづくり基本計画概要版(データ納品) 1式
- ④上記、報告書等の電子データ※注 1式
- ⑤その他安中市が指示する資料 1式

※注:電子データについては Microsoft office ソフトの形式等、発注者において加工可能なデータ形式とし、提出時に相談するものとする。

(2)著作権及び使用権について

成果物及び成果物を作成する際の元となったデータの著作権及び使用権は安中市に帰属するものとする。なお、本業務における成果物を安中市の許可なく他に公表、貸与、または使用してはならない。

9 その他

(1)成果品の提出後においても、明らかに受託事業者の責めに帰すべき理由による成果品の不良が認められた場合には、受託事業者は速やかにこれに対応しなければならない。

(2)本仕様書に定めのない事項並びに仕様書に疑義が生じた場合は、別途協議するものとする。

対象エリア

※当該対象エリアは、現状想定されるまちづくりの対象範囲であるため、拡大する可能性があります。

別紙

